

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

規 則

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業立地課） 1

規 則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

第15条中「施設」の次に「又は当該施設に係る敷地である土地」を加える。

別表第1の類型Ⅱの項中「20人」を「5人」に改める。

別表第2の類型Ⅱの項中「、3億円」の次に「（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。）であってその額が5億円を超えるときは、5億円）」を加え、同表の備考に次のように加える。

3 この表において「環境配慮型データセンター」とは、自然エネルギー（雪氷、太陽光等を利用して得られる環境への負荷が少ないエネルギーをいう。）を活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいう。

別表第3の2の事項中14を17とし、8から13までを11から16までとし、7の次に次のように加える。

8 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

9 産業用電気機械器具製造業

10 電球・電気照明器具製造業

別記第1号様式の別紙の4(5)の次に次のように加える。

(6) 消費電力量（対象施設が別表第2の備考3に規定する環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。）である場合に記入すること。）

ア 空調設備に通常必要な年間消費電力量

イ アの消費電力量から、別表第2の備考3に規定する自然エネルギーを活用して低減する電力量

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

